

旭川医科大学病院
令和3年度第1回医療安全監査報告書

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求めることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和3年10月7日（木） 15時58分～17時15分

3. 監査の内容及び結果

(1) インシデントの概要（令和3年8月分）

医師からの10%を超えるインシデント報告率からも医療安全への意識の高さが感じられる。事例分析結果からの再発防止方策に具体的に取り組む姿勢と、その徹底を確認するシステムは評価できる。

今後の課題として、レポート作成の労力を軽減するための改善が必要と考える。

(2) インフォームド・コンセントの実施について

インフォームド・コンセント（以下、ICという。）の重要性を理解し、看護師等の医療スタッフの立会い、患者の立場や病状などに対する細やかな配慮、立会時のデータを収集・分析することで患者がより理解しやすいICへの工夫がなされていることは評価できる。

今後の課題として、ICに多くの時間と労力を要しており、他の業務に影響を及ぼす恐れがあるため、労力を軽減するための改善を続けることが必要と考える。

(3) 薬剤師より疑義照会事例報告

薬剤師の業務が正しく機能していると思われる。

医師とのコミュニケーションの問題により疑義が解消されないケースが指摘されていたが、生命に関わる問題であり、速やかに克服することが必要と考える。

4. 総括

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

ICTの導入も進んでおり、有意義に活用すれば、働き方改革だけでなく、医療過誤をも防止し得るので、今後もシステムの簡略化等の改善を進めつつ、慎重に活用していただきたい。

令和3年10月7日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会
委員長 齊藤 裕輔